

第 2 編

震災対策編

第1章 総則

第1節 計画策定の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、吉岡町防災会議が作成する計画であって、大規模地震に関わる災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的、かつ、計画的に実施することにより住民の生命、身体、財産を大規模地震等による災害から保護するとともに、震災による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格

防災に関する一般的な事項は、本計画第1編に定めるところによるが、地震は一般的に予知することが困難であり、突発性・関連性・広域性といった大規模地震の特徴とその被害の社会的影響の大きさに鑑み、ここに震災対策編として策定するものとする。

第2節 防災関係機関の事務及び業務の大綱

「第1編 一般災害対策編」－「第1章 総則」に準ずる。

第3節 吉岡町における地震被害想定

1 過去の地震

県内における主な地震は以下のとおりである。この中で死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」となっている。

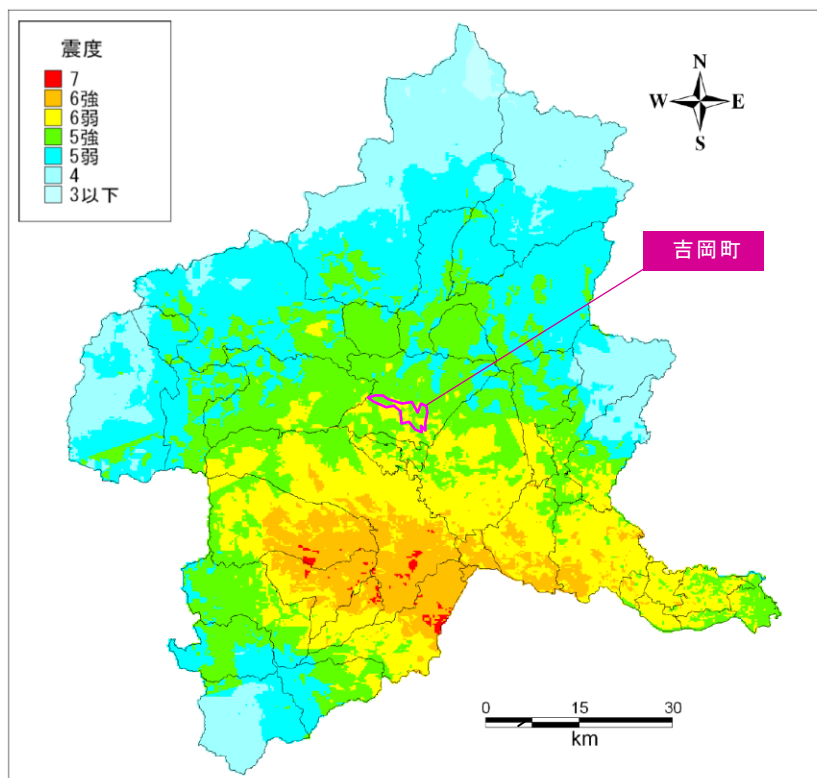
発生日月	地震名 (震源)	マグニ チュード	震 度	被害状況
818年 (弘仁9年)	(関東諸国)	>7.5	—	(相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数)
1916年 2月22日 (大正5年)	(浅間山麓)	6.2	—	家屋全壊7 戸、半壊3 戸、一部損壊109 戸
1923年 9月 1日 (大正12年)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋：4	負傷者9 人、家屋全壊49 戸、半壊8 戸
1931年 9月21日 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料：6 前橋：5	死者5 人、負傷者55 人、家屋全壊166 戸、半壊1,769 戸
1964年 6月16日 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋：4	負傷者1人
1996年12月21日 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉：5弱 沼田・片品・桐生：4	家屋一部損壊46 戸
2004年10月23日 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	高崎・沼田・北橋・片品：5弱 富士見・赤堀・白沢・昭和：4	負傷者6 人、家屋一部損壊1,055 戸
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (東北地方太平洋側)	9.0	桐生市：6弱 沼田市、前橋市、高崎市、桐生市、渋川市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、太田市：5強、吉岡町：5弱	死者1 人、負傷者41 人、家屋半壊7 棟、家屋一部破壊17,675 棟

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）
「群馬県耐震改修促進計画」（平成19年1月、群馬県）
「群馬県HP」（平成24年9月11日現在、群馬県）

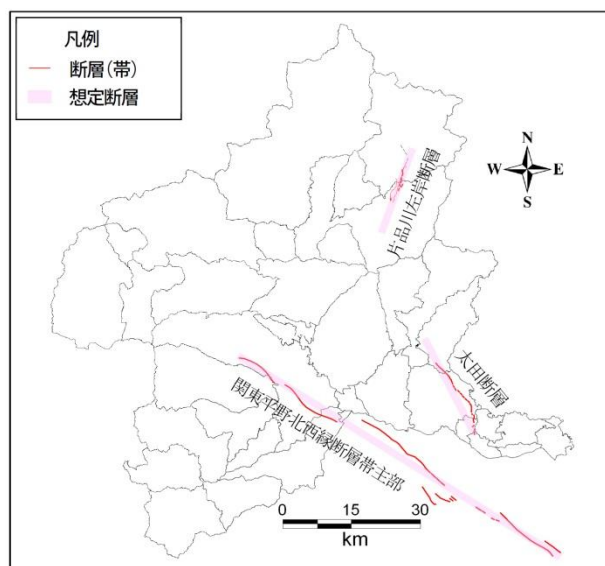
2 地震想定

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成24年6月）の予測結果によると、吉岡町は「6弱」になっている。

本計画では、この地震を想定した予防、及び応急対策を位置づける。



関東平野北西縁断層帯主部による地震（マグニチュード8.1）



被害想定を行う3つの断層(帯)と想定断層の位置図

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

3 地震被害想定

想定した地震による被害は、以下のように予測されている。

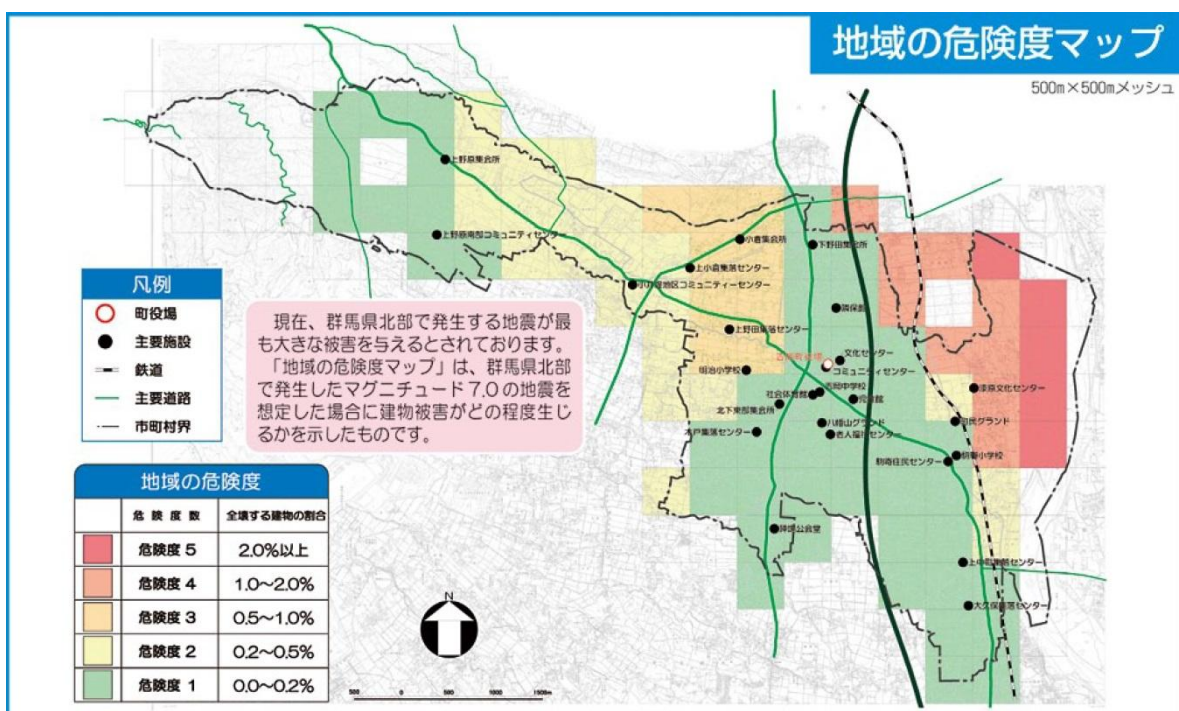
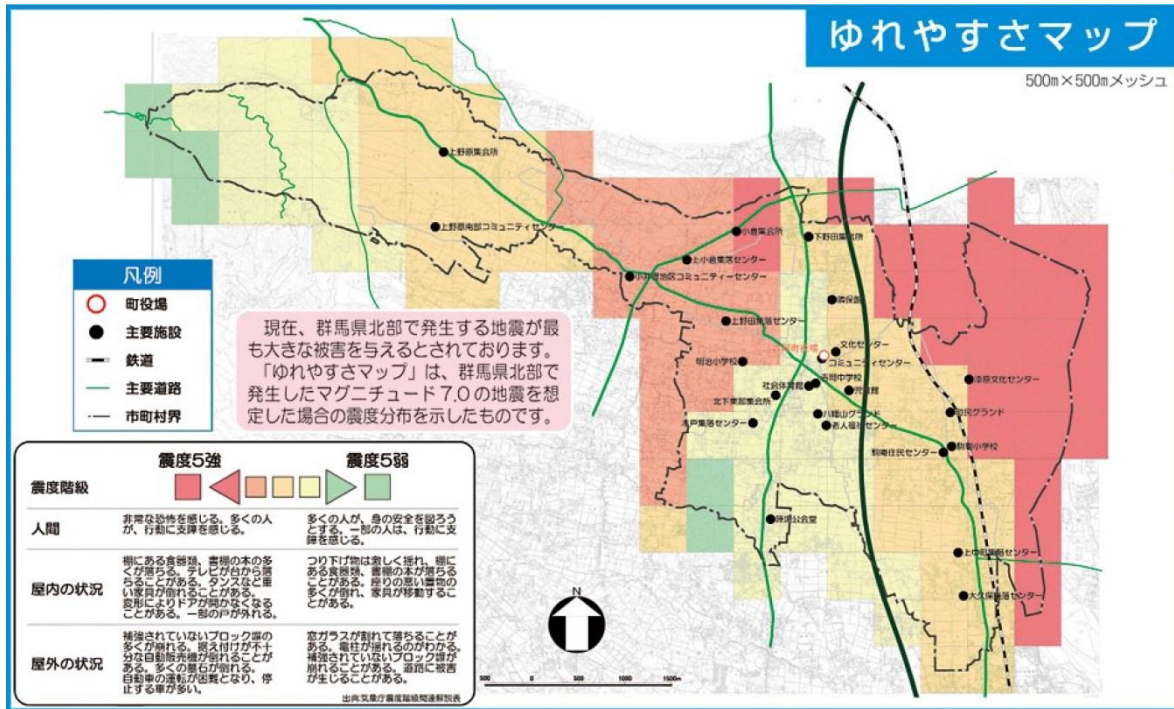
なお、想定断層は「関東平野北西縁断層帯主部」とし、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的多い「冬5時」とした。

被害項目		吉岡町	群馬県全域
人的被害			
建物被害による人的被害	死者	0.7人	2,886.9人
	負傷者	34.6人	17,313.3人
(うち 屋内収容物の 転倒・落下による)	死者	0.2人	79.8人
	負傷者	7.1人	1,422.2人
屋外通行による人的被害			
ブロック塀倒壊による 人的被害	死者	0.0人	1.5人
	負傷者	0.2人	48.7人
自動販売機転倒による 人的被害	死者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.1人
屋外落下物による 人的被害	死者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
土砂災害による人的被害	死者	0.0人	236.2人
	負傷者	0.0人	295.5人
火災による人的被害	死者	0.0人	8.3人
	負傷者	0.0人	85.0人
建物、その他被害			
配水管被害	—	20件	5,127件
断水世帯数	(直後)	1,859.4世帯	482,024.0世帯
	(1日後)	1,003.6世帯	318,149.4世帯
LPガス被害		23件	4,690件
停電率		0.5%	11.1%
電話不通回線予測		3回線	7,365回線
避難者予測	(1日後)	1,638.2人	543,589.3人
	(1か月後)	293.8人	262,270.0人
帰宅困難者数	帰宅困難者	516.7人	146,099.7人
	徒歩帰宅者	7,552.3人	1,133,899.3人

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

4 吉岡町のゆれやすさ

町が作成した地盤のゆれやすさを示す「揺れやすさマップ」と、建物の倒壊率を示した「危険度マップ」を示す。



第2章 災害予防計画

第1節 建築物等の耐震化計画

震災発生に備え、建築物等の耐震化を以下のように図る。なお、ここに示されていない事項は「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第4節 建築物の安全性の確保」、「第18節 二次災害の予防」に準ずる。及び「同」－「第3章 災害応急対策計画」－「第11節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」に準ずる。

1 一般建築物の耐震化

建築基準法施行令（昭和56年6月1日施行（昭和55年政令第196号））による新耐震設計以前の建築物の所有者及び管理者に対し、耐震化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化を指導する。

2 耐震化に対する町民相談窓口の設置

「既存建築物の耐震性の向上の促進及び被災建築物の応急危険度判定体制の整備について」（建設省住防発第11号平成7年3月29日）により産業建設課に耐震改修相談窓口を開設するとともに、以下の事項を実施する。

- (1) 耐震改修促進計画、耐震改修促進実施計画、既存建築物の診断、改修に関する普及・啓発を行う。
- (2) 既存建築物の診断、改修に関しパンフレットを作成・購入し、又は書籍・ビデオ等を購入し、普及・啓発を行う。
- (3) 耐震診断を行うべき特定建築物の選定について
 - ア 耐震診断を行うべき特定建築物の選定にあたり台帳の作成を行う。
 - イ 重点的に耐震診断を誘導すべき区域を決める。
- (4) 建築士事務所協会等に、耐震診断の受け入れ体制の整備をするよう指導する。

- (5) 判定委員会である一般財団法人群馬県建築構造技術センターが、耐震診断・改修、及び応急危険度判定に関する活動を支援する。
- (6) 耐震改修相談窓口で木造の簡易診断を行う。木造の精密診断及び非木造については、建築士事務所協会等を紹介する。
- (7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日施行）を柔軟かつ誘導的に履行する。

3 防災上重要な建築物の耐震性

- (1) 災害時に災害復旧の拠点となる施設を選定し、優先的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行う等、耐震性の向上を図る。
- (2) 町及び公共的施設管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施する。

4 窓ガラス等の落下防止対策

建築物の所有者（管理者）に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策、建築物の天井材等の脱落防止、家具の転倒防止対策及びエレベーター閉じ込め防止対策等の重要性について啓発を行い、落下の恐れのある建築物について、その所有者（管理者）に対し改修を指導する。

5 ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、危険なブロック塀等の所有者（管理者）に対し、補強工事や改築、生け垣等を奨励指導する。

6 宅地危険度判定及び応急危険度判定体制の整備

災害対策本部が設置され、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地の危険度判定をする実施本部の業務について定める。

なお、実際の作業手順等は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づく。

(1) 判定実施要否の判断

ア 町（産業建設課）は、相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生している

と予測されるときは、判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。

イ 産業建設課長が判定を要すると認めたときは、災害対策本部長に判定の実施を具申する。

(2) 判定実施の決定

ア 災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、ただちに実施を決定する。

イ 災害対策本部長は、判定実施を決定したときは、県災害対策本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて町民に判定実施の周知に努める。

(3) 実施本部の設置

ア 産業建設課長は、災害対策本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の下に実施本部を設置し、実施本部長として判定業務に当たる。

イ 実施本部長（産業建設課長）は、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に、判定拠点を設置する。

ウ 実施本部長（産業建設課長）は、被災地域の住民の理解を得るために、判定実施及びこれに関する情報の周知に努める。

エ 実施本部長（産業建設課長）は、実施本部、判定拠点の所在地、責任者、業務体制等について、災害対策本部に速やかに報告するものとする。

(4) 実施本部の業務

ア 実施本部の業務は、以下のとおりである。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ
- ④ 宅地判定士・判定調整員の組織編成
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の現地表示
- ⑥ 判定結果の調整及び集計並びに町災害対策本部長への報告
- ⑦ 判定結果に対する住民等からの相談等への対応
- ⑧ その他

イ 実施本部長（産業建設課長）は、被災の全般的な状況、判定を必要とする対象宅地の想定数、動員出来る職員数や宅地判定士の数等を勘案して実施本部を組織する。

第2節 地盤災害予防計画

町は、災害危険箇所を把握し、危険地域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。なお、ここに示されていない事項は「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第2節 土石流、山崩れ及び急傾斜地域区域予防計画」に準ずる。

1 危険箇所の調査

地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等地震時に発生が予想される崩壊危険箇所の調査を実施する。

なお、地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所を標示し、県防災担当課、消防関係機関等が保管し、地震発生時に迅速な対応を図るものとする。

2 住宅等の安全立地

危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に指導抑制するとともに危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

3 災害防止工事の促進

危険区域について施設整備計画を策定し、住宅、公共施設の多い箇所から逐次防止工事を実施する。

第3節 ライフライン施設の機能の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第5節 ライフライン施設の機能の確保」に準ずる。

第4節 防災知識普及計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第20節 防災知識普及計画」に準ずる。

第5節 防災訓練計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第19節 災害訓練計画」に準ずる。

第6節 住民、事業所等における防災活動推進・育成計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第21節 住民、事業所等における防災活動推進計画」に準ずる。

第7節 情報の収集・連絡体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第7節 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第8節 通信手段の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第8節 通信手段の確保」に準ずる。

第9節 職員の応急活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第9節 職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第10節 防災関係機関の連携体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第10節 防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第11節 防災中枢機能の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第11節 防災中枢機能の確保」に準ずる。

第12節 救助・救急及び医療活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第12節 救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずる。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第13節 緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第14節 避難計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第3節 避難所・避難路の整備」、「第6節 避難誘導體制の整備」、「第14節 避難収容活動体制の整備」及び「同」－「第3章 災害応急対策計画」－「第2節 避難計画」に準ずる。

第15節 飲料水・食料及び生活必需品の確保に関する計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第15節 飲料水・食料及び生活必需品の確保に関する計画」に準ずる。

第16節 資材、機器等の点検整備計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第16節 資材、機器等の点検整備計画」に準ずる。

第17節 広報・広聴体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第17節 広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第18節 災害時要援護者安全確保計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第22節 災害時要援護者安全確保計画」に準ずる。

第19節 火災予防計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第23節 火災予防計画」、
「第24節 林野火災の予防計画」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

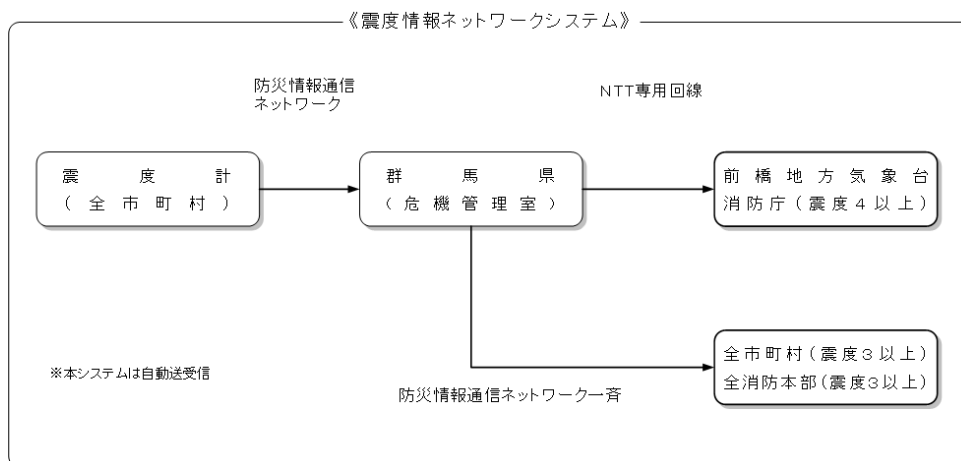
第1節 地震情報伝達計画

県又は前橋地方気象台から地震に関する情報を受けた場合は、必要により関係機関、町民等に通報伝達するものとする。

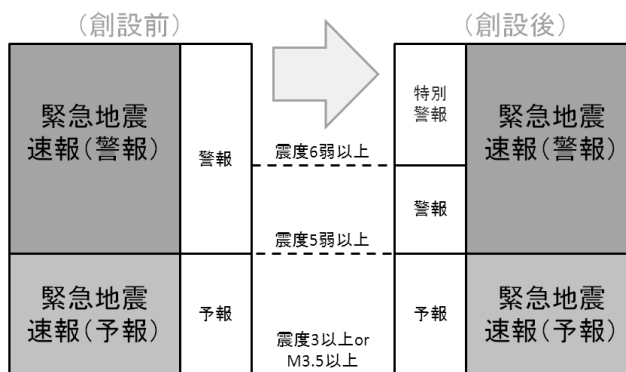
1 震度情報の収集および連絡

(1) 「震度情報ネットワークシステム」による震度情報の伝達

「震度情報ネットワークシステム」は、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、速やかに県（危機管理室）から町及び関係機関に伝達される。



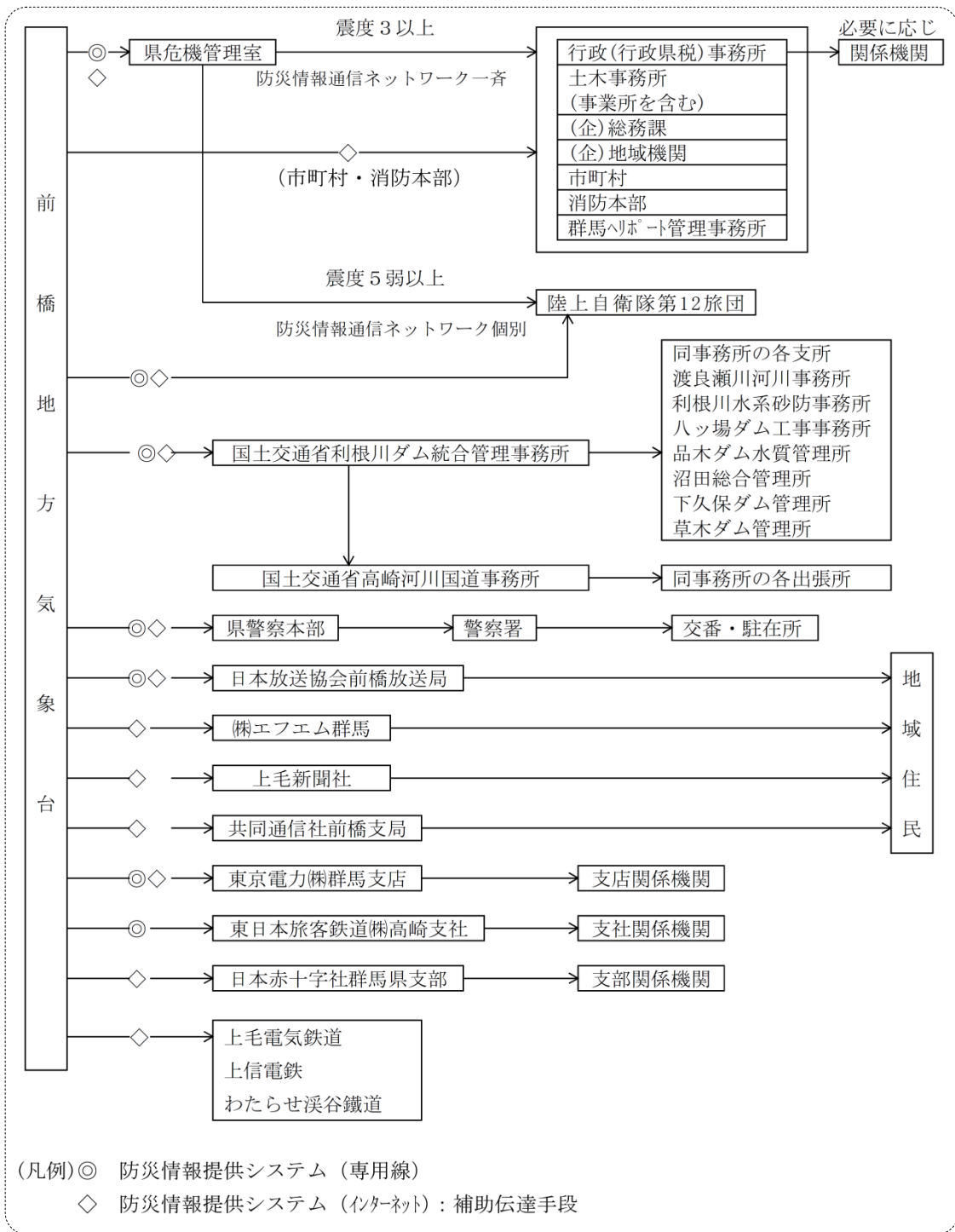
[参考] 特別警報の位置づけ



(注) 法律上厳密にいえば、特別警報も警報の一部であり、警報も予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

(2) 「防災情報提供システム」による地震情報の伝達

前橋地方気象台によって取りまとめられた地震情報（規模、震源、震度等）は、「防災情報提供システム（専用線）」によって、県（危機管理室）を通じて町に伝達される。



(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県（危機管理室）及び前橋地方気象台は、以下の手段により震度情報及び地震情報を伝達する。

県から町への代替通信手段は、県防災情報通信ネットワークによって伝達されることになる。

【県の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク	消 防 無 線	地域衛星通信ネットワーク
前 橋 地 方 気 象 台	○		
消 防 庁		○	○
全 市 町 村	○		
消 防 本 部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

【前橋地方気象台の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク	専 用 電 話
県（危機管理室）	○	
N H K 前 橋 放 送 局	○	○
県 警 察 本 部	○	

第2節 被害状況等収集報告計画

町及び防災関係機関は震災時において、積極的に職員を動員し、相互に連携し、災害応急対策を実施するために必要な情報を収集すると共に速やかに関係機関に伝達するものとする。

なお、「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第2節 避難計画」、「第4節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」に準ずる。

第3節 避難計画

ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第2節 避難計画」に準ずる。

1 帰宅困難者に対する対策

(1) 普及啓発

町及び県は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際して帰宅困難者に成りうること、また、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう啓発を図る。さらに、企業等における一斉帰宅抑制、安否確認方法の周知や備蓄促進を図る。

(2) 一時避難施設の提供

町は、指定している既存の避難所や新たに避難施設を設けるなど帰宅困難者に対して一時避難施設の提供に努める。(特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予測されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。)

(3) 事業所・集客施設等における対策

事業所、学校等においては、従業員や児童・生徒の保護、情報の収集、食料・毛布等の備蓄など組織対応ができるような対策を推進する。

また、集客施設においては、混乱防止のため、情報の収集や買物客等の保護対策の充実を図る。

(4) 情報提供の体制づくり

一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

町及び県は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

第4節 通信計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第5節 災害通信計画」に準ずる。

第5節 組織計画

地震発生時における円滑な初動体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、本部等の組織及び職員の動員並びに防災関係機関の応援等について定める。

なお、ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第6節 組織計画」に準ずる。

1 災害対策本部の設置

(1) 地震発生初期の対策

町民生活課長は、町の地域で**震度4以上**の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握及び地震に関する情報の収集を行う。

(2) 災害対策本部設置基準

設置基準①	震度6弱以上の地震が発生したとき。
設置基準②	震度5弱以上の地震、若しくは、震度にかかわらず町内に 大規模な被害 が発生したとき、又は被害が発生する恐れがあるとき。

(3) 本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が本部の事務分掌にこだわることなく、本部長（本部長が登庁していない場合は、先着上級幹部又は課長級）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

① 登庁職員の把握と任務付与

② 通信・連絡・報告手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

③ 被害実態の把握（情報収集）

- ア 消防本部からの収集
- イ 警察本部、警察署からの収集
- ウ 出先機関からの収集
- エ 報道機関からの収集
- オ 防災関係機関からの収集
- カ 職員の現地調査による収集

④ 被害状況等の報告

- ア 国、県及び防災機関等への報告・連絡
- イ 県、自衛隊、相互応援協定締結先に対する応援要請の検討

第6節 動員計画

ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第7節 動員計画」に準ずる。

1 職員配備体制

(1) 配備基準

災害発生時の配備体制は次のとおりとし、災害対策本部長（町長）が震度、被害状況に応じ配備決定を行う。

動員区分	状 況	配備体制・動員規模
初期動員	震度4弱以上の地震が発生した時又は警報・地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生する恐れが認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の配備とする。 (原則として全職員の10%)
1号動員	震度5弱以上の地震が発生した時又は局地的な地震災害が発生したとき。	原則として、本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって小規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の25%)
2号動員	震度5強以上の地震が発生した時又は相当規模の地震災害が発生したとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の50%)
3号動員	震度6弱以上の地震が発生した時又は大規模な地震災害が発生したとき。	本部を設置し、大規模災害に対処し得る態勢とする。 (全職員)

2 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部設置基準

町民生活課長は、災害対策本部が設置されない場合で次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

ア 吉岡町において震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度に係わらず町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対応について関係課・室相互の緊密な連絡・調整を図るため、町民生活課長と関係課長・室長が協議の上必要と認めたとき。

(2) 動員基準

町民生活課長は、災害警戒本部を設置したときは、関係課長・室長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「1号動員」とする。

【災害警戒本部設置時の配備体制】

動員区分	動員対象	適用基準
1号動員	課長・局長・室長	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。 (震度5弱以上の地震が発生した場合)

第7節 り災者救助保護計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第8節 り災者救助保護計画」に準ずる。

第8節 広域（相互）応援等の計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第9節 広域（相互）応援等の計画」に準ずる。

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第10節 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第10節 医療・助産計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第12節 医療・助産計画」に準ずる。

第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第13節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

第12節 交通応急対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第14節 交通応急対策計画」に準ずる。

第13節 輸送計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第15節 輸送計画」に準ずる。

第14節 応急住宅対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第16節 応急住宅対策計画」に準ずる。

第15節 県境を越えた広域避難者の受入れ

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第17節 県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。

第16節 食料供給計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第18節 食料供給計画」に準ずる。

第17節 衣料、生活必需品等物資供給計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第19節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

第18節 給水計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第20節 給水計画」に準ずる。

第19節 仮設トイレ設置及び処理計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第21節 仮設トイレ設置及び処理計画」に準ずる。

第20節 ごみ清掃計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第22節 ごみ清掃計画」に準ずる。

第21節 防疫計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第23節 防疫計画」に準ずる。

第22節 り災者救出計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第24節 り災者救出計画」に準ずる。

第23節 遺体の捜索、收容、埋火葬計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第25節 遺体の捜索、收容、埋火葬計画」に準ずる。

第24節 災害広報計画

町及び防災関係機関は、地震発生時に適切かつ迅速な情報の提供を行い、混乱の防止を図るものとする。

なお、ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第26節 災害広報計画」に準ずる。

1 町の活動

町は、警察・消防・医療・ライフラインその他の防災関係機関と密接な連携のもとに効果的な広報活動を実施する。

(1) 広報手段

- ① 広報車
- ② ラジオ、テレビ、新聞などの報道機関
- ③ 防災行政無線、あんしんメール
- ④ 広報紙、チラシ等
- ⑤ 自主防災組織

(2) 広報内容

- ① 地震災害発生状況
- ② 地震情報

2 外国人への情報提供

町、防災関係機関及び報道機関は、災害の状況を広報する場合には、災害発生時の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、必要な緊急情報が速やかに提供できるよう十分に留意するものとする。

(1) 外国人に対する情報提供について留意すべき事項

- ア 出火防止、初期消火の呼びかけ
- イ 警察の災害警備活動に伴う広報
- ウ 避難勧告、避難措置の周知、避難の誘導
- エ 漏電事故等による出火等の防止、電力施設の被害状況等の広報
- オ ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する周知
- カ 電信電話業務に支障を来たした場合等の広報
- キ 高圧ガス製造施設等の管理者が行う住民への避難広報
- ク 火薬庫所有者等が行う住民への避難広報

第25節 公共施設災害応急対策計画

地震により公共土木施設（道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜地等）が被害を受けた場合は、速やかな復旧を実施し当該施設の機能回復を図る。

なお、ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第27節 公共施設災害応急対策計画」に準ずる。

1 道路施設

(1) 実施責任者

ア 地震による道路被害の応急対策は、各道路管理者が実施する。

各道路管理者は、事前に災害時の応急対策が実施できるよう平素より整備しておくものとする。

イ 各道路管理者は、地震発生後速やかに被害の状況を調査し、県に報告する。

(2) 緊急道路の確保

ア 道路が被災した場合、各道路関係者の連携のもとに、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

イ 避難、救出、緊急物資、警察、消防等の活動に必要な路線を優先する。

(3) 緊急路線応急対策用機材及び集積場所の確保

地震等により緊急路線も被災してしまう場合が想定されるため、仮設橋りょう、ヒューム管、その他の復旧資機材を備蓄基地から早急に現地へ搬入し、応急措置の実施を可能とさせるため、集積場所と各種資材の確保に努める。

2 河川、砂防、治山及び農業土木関係施設

地震後、各施設の管理者はそれぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し、必要な応急対策を実施するとともに、二次災害の恐れのある箇所については、県及び関係機関に早急に報告する。

地すべり施設については、応急マニュアルを策定しておき、地震発生後それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し、必要な応急対策を実施する。

第26節 障害物の除去計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第28節 障害物の除去計画」に準ずる。

第27節 ボランティア受入れ及び支援計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第29節 ボランティア受入れ及び支援計画」に準ずる。

第28節 災害義援金品募集及び受入・配分計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第30節 災害義援金品募集及び受入・配分計画」に準ずる。

第29節 災害時要援護者の災害応急対策計画

町及び災害時要援護者入（通）所施設管理者は、震災時における災害時要援護者の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

なお、ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第31節 災害時要援護者の災害応急対策計画」に準ずる。

1 震災時の措置

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先して、次の措置を行う。

- (1) 出火防止及び初期消火、防火担当者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。
- (2) 情報収集活動
関係機関（県、町、テレビ等）から情報を収集し、職員に周知する。
- (3) 避難誘導活動
避難は、「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」に従って行う。
- (4) 施設防災ボランティアへの協力依頼
施設防災ボランティアを招集し、活動協力を得る。

2 町の応援措置

被災施設のみでは応急措置が不十分な場合、町に対し応援を要請するものとする。応援要請を受けた町は、保護の場所の確保の斡旋、応急保護のため必要な資機材の調達を斡旋をする。

第30節 文教対策計画

ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第32節 文教対策計画」に準ずる。

1 地震情報の把握

小学校、中学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

第31節 学用品等支給計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第33節 学用品等支給計画」に準ずる。

第32節 公共的団体等の活動計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第34節 公共的団体等の活動計画」に準ずる。

第33節 動物愛護

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第35節 動物愛護」に準ずる。

第34節 消防活動計画

地震時には家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となって多くの人的、物的被害をもたらすことが考えられるため、地震時の火災の特徴である同時多発、交通障害等に対処するため消防活動の効率的運用を図る必要がある。この場合、消防機関は、事前に定めた地震時の火災対策計画により消防活動を行うが、消防力の投入は住宅密集地域を優先し、最も効果的な運用を図る。

なお、ここに記されていないことは「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第36節 林野火災応急対策計画」に準ずる。

1 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は、住民や自主防災組織によって行われるが、町、消防機関及び防災関係機関は、あらゆる手段、方法により町民に対し出火防止、初期消火を呼びかけるものとする。

この場合、次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、ストーブ、ヒーター等の火気を遮断すると共に、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火

火災が発生した場合は、消火器、水等で消火活動を実施する。

2 消防活動体制の整備

町は、地域の被害を軽減し、地震発生時の応急消防活動を円滑に遂行するため、消防本部、消防団、自主防災組織等の関係機関を網羅した実施体制を整備するものとする。

(1) 危険区域等の事前調査の徹底

地震災害に伴う危険区域のうち、概ね次に上げる危険区域について予め調査し、地震発生後に直ちに警戒、巡視等を行うものとする。

ア 住宅密集地等の火災危険区域

イ がけ崩れ等の危険区域

ウ 浸水危険区域

(2) 火災対策計画の樹立

地震による火災は、同時多発するため、その発生時期、時間帯などによって、その防御活動及び住民救出活動が異なってくるので、適切かつ効果的な活動を図るため火災対策計画を整備するものとする。

ア 消防職員・団員等の動員体制の確立

地震時における同時多発火災等広域的な消防活動に対処するため、消防職員・団員等緊急参集体制を整備する。

イ 消防水利の確保

地震時における消火栓等の使用不能に備えて耐震性貯水槽、河川等消防水利の確保を図る。

ウ 初期消火対策

町民に対する地震時の火気の手扱い、初期消火の重要性の啓発の徹底を図る。

エ 救急救助体制の確立

地震時における倒壊家屋内住民の救出及び高齢者、子供、身体不自由者等の救急救助体制の確立を図る。

3 相互応援協定

震災時において、一つの消防機関では発生した全ての災害に対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の相互応援協定を十分に活用すること。

なお、協定内容については、実状に合わせ、随時見直しを行うものとする。

4 初動体制の確立

(1) 消防本部の初動措置

ア 消防部の設置

前橋地方気象台発表で本町に震度5弱以上の地震が発生した場合、消防本部に本部・消防部を分設し、災害活動を総合的に掌握し、適正な指令管制を行うと共に災害情報の収集、分析を行う。

イ 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保すると共に

情報収集体制の確立を図る。

ウ 火災監視体制の確立を図る

地震発生直後、直ちに高所見張り又は偵察隊等を出場させ被害状況の把握を行う。

エ 特別配備体制の確立

発生した地震の規模等により、消防職員・団員の非常召集を命令し、初動体制に必要な人員を確保する。

なお、消防職員・団員は本町の地域に震度5弱以上の地震発生を感知又は自己感知した場合、非常召集が発令されたものとして召集に応じるものとする。

オ 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気の始末を実施すると共に、庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

(2) 消防署・分署の措置

ア 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気の始末を実施する。

イ 初動体制の確立

① 地震による消防車両の出動障害を避けるため、立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両を車庫前又は安全な場所へ移動する。

② 人命救助用の資機材又は長期間の消火活動に対処するため、特にホースの車両積載数の増強を図る。

ウ 消防部隊の編成

非常召集された職員を以て活動部隊を編成する。

エ 災害状況の調査

箇所周辺の火災発生状況を高所等から監視すると共に、周辺道路の通行障害の状況等を調査する。

オ 災害状況の把握

管内の建物倒壊、火災発生及び道路等の被害並びに救急・救助事案の発生状況等、更に詳細な被害状況の収集に努める。

カ 庁舎及び附属施設の被害調査

調査及び附属施設の被害の有無を確認し、被害の発生が有る場合は、直ちに消防

長に報告する。

5 消防団の措置

(1) 消防団本部の設置

消防団本部を設置し、消防団長、副団長は、消防団本部に参集し、消防団を指揮統括する。

なお、分団長は分団を指揮監督する。

(2) 非常参集

震度5弱以上の地震又は地震による火災を覚知した消防団員は、詰所に参集し、早期に活動体制をとる。

(3) 消防団の初動活動

ア 広報

区域内における火気の始末、出火防止等の広報を実施する。また、自治会及び自主防災組織等の協力を得るように努める。

イ 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報すると共に、消火活動に当たる。自治会及び自主防災組織等の協力を求めるものとする。

ウ 救助活動

近隣及び参集途上で人命危機などに遭遇し、救助活動が必要な時は協力を行うものとする。

6 情報の収集

情報の収集は電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次のとおり迅速で的確な情報の収集に努める。

(1) 消防署長は、初動措置に引き続き、消防車両及び調査員の巡回、その他あらゆる

手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により消防長へ報告するものとする。

(2) 情報収集内容は、人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

ア 火災の発生場所、規模及び延焼状況

イ 危険物、高圧ガス等の流出及び火災危険の状況

ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度

- エ 家屋等の損壊状況
- オ 河川、堤防の被害状況
- カ 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害
- キ 重要対象物の被害状況
- ク その他消防活動上の必要事項

7 出場計画

(1) 部隊編成

震災時の部隊編成は、原則として火災防御体制の確立を優先とするが、火災発生件数が少なく救助・救急事多発の場合は、これに対処する編成の確立を優先する。

ただし、地震発生当初は必要最小限の人員で、1隊でも多くの部隊編成をすることを重点とし、時間の経過による部隊の編成については本節「10 救助・救急活動」による。

(2) 部隊運用

ア 震災時消防活動の効率性を確保するため、震災時の出場は、原則として1現場2隊とする。ただし、応援の必要が有る場合は応援要請によって部隊の増強を図る。

イ 震災時消防活動の効率性を図るための出場地域は、別に定める町消防団出場規程による。

8 消防活動の基本方針

震災時における活動方針は、人命の安全確保を最優先とし、基本方針を次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震時に二次災害として発生する火災に対処するため、消防の総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の阻止を図るものとする。

(2) 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏えい等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助・救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努める。

(3) 避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全を確保するために避難誘導活動を実施する。

9 火災防御活動

(1) 活動指針

ア 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 密集地火災消防活動の優先の原則

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、密集地に面する部分及び延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上に必要な消防活動を優先する。

(2) 活動要領

ア 出動隊の指揮車は災害の状況を把握し、人命の安全確保を優先とし、進路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救命活動の成算等を総合的に判断し、活動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

ア 消防団の活動は、原則として分団管轄を優先して行うものとし、消防団本部か

- らの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を行う。
- イ 災害現場活動において、消防署から消火活動の支援、飛火警戒及び救助活動等の要請を受けた場合は、その指揮下に入り支援活動にあたる。
- ウ 管轄区域内における火気の始末、出火防止等の広報を実施する。実施に際しては、自治会及び自主防災組織等の協力を得るよう努めるものとする。
- エ 火災を発見した場合は、直ちに消防本部へ通報すると共に、消火活動にあたる。
- なお、出火件数が多い場合、適宜、自治会及び自主防災組織等の協力を求めるものとする。

10 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は、救助隊及び救急隊により実施することを基本とする。ただし、火災の発生状況により消防隊を救助、救急活動に投入できると判断される場合は、消防隊からの増強を図る。

(2) 救助隊の運用

救助隊は原則として消防本部で把握した管内全般の被害状況に基づき運用する。また、多数の救助事案の発生に対しては、消防隊をもって増強隊として運用する。

(3) 救急隊の運用

救急隊には、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。また、参集した隊員で救助隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

(4) 活動要領

ア 救助活動

- ① 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険が高いと判断されるところから救助活動にあたる。また、救助隊の活動は、自力脱出不可能者を救助することを原則とし、それ以外の場合は、救急隊等に対し適宜、応援を要請するものとする。
- ② 救助に当たっては、要救助者の安全に留意し、状況によりはしご車の活用、建設重機等の調達を行い実施する。
- ③ 救助活動が長時間に渡る恐れがある場合は、交替要員を配置する。

イ 救急活動

- ① 重傷者から順次救急搬送を実施する
- ② 消防署、避難場所に応急救護所を必要に応じ設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により住民及び自治会等の協力を求めて実施するものとする。
- ③ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、また、必要により応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。

第4章 災害復旧計画

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」に準ずる。